

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書のうち、後述の公文書③を不存在を理由に不開示とした決定については、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものであったと認められるが、結論において妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成15年5月6日付けで開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書が、中小企業高度化資金に係るものと大島郡内における岩石採取計画の認可に係るものであったことから、中小企業高度化資金に係る事務を所掌する中小企業課（平成16年度の行政組織改編により、現在は経営金融課）が開示請求書の原本を保有し、その写しを大島郡内における岩石採取計画の認可に係る事務を所掌する大島支庁商工水産課に送付の上、中小企業課の所掌に係る部分については、平成15年6月9日付け中企第103号で対象公文書の全てについてその存否を明らかにせず不開示とする決定（以下「中小企業課処分」という。）を、大島支庁商工水産課の所掌に係る部分については、同日付け大商水第93号で対象公文書の全てについてその不存在を理由として不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分及び中小企業課処分を不服として、平成15年7月31日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のよ

うに要約される。

ア 私は、当事者である。

当事者たる私の請求をことごとく非開示にすることは、条例第10条を濫用したものと云わざるを得ず、為に認めない。

イ 本件処分と中小企業課処分の回答趣旨が不統一である。

私が行った平成15年5月6日付けの開示請求は、私が当事者として関わった事実を含めた一連の出来事について時系列に請求したものであるにも関わらず、回答の趣旨（中小企業課処分は公文書の存否そのものを明らかにせず、本件処分は公文書の存否は明らかにしている。）は全く異なっており、無責任な回答と云わざるを得ず、為に認めない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭等による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

本件対象公文書は、次のとおりである。

ア 平成7年10月9日付けで〇〇〇〇〇〇組合から、大島支庁あてに送付された土地及び碎石機械等賃貸借契約の解除通知（以下「公文書①」という。）

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定により、採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、採取計画を定め、都道府県知事（大島支庁管内にあっては、大島支庁長）の認可を受けなければならないこととされている。その認可の申請に当たっては、同法第33条の3第2項及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の15第2項第7号規定により、岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権限を有すること又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書類を添付することが求められている。

公文書①は、これらの規定により平成7年3月24日付けで◇◇◇◇に対して認可された岩石採取計画の認可申請書に添付されていたと思われる土地及び碎石機械等賃貸借契約の存在を証する書面に関し、その契約が解除されたことを通知する趣旨の文書であると推測される。

なお、公文書①のような通知は、採石法上提出が義務づけられている性格のものではなく、通知者により自主的に送付されたものと推測される。

イ 鹿児島県が〇〇〇〇〇〇組合に対して、上記アの解除通知を認知、承認した事実に対応する文書、記録（以下「公文書②」という。）

公文書②は、実施機関が公文書①を取得した際に、当該通知を発出した〇〇〇〇〇〇〇組合に対して当該解除通知について承認した旨を通知した文書、又は、当該文書を受領した旨を電話等で連絡した旨を記録した文書であると推測される。

ウ ◇◇◇◇に対する岩石採取計画の認可の取消しが行われた事実に対し、鹿児島県が〇〇〇〇〇〇組合に対して、当該取消しを報知した事実に対応する文書、記録（以下「公文書③」という。）

公文書③は、平成7年3月24日付けで◇◇◇◇に対して認可された岩石採取計画について、当該認可が取り消された旨を実施機関が〇〇〇〇〇〇組合に対して通知した文書であると推測される。

(2) 不開示の理由

本件対象公文書は、いずれも平成13年4月1日前に作成し、又は取得したものであることから、条例附則第3項の規定により、改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）を適用した。

ア 公文書①について

本件開示請求に係る公文書開示請求書に添付された平成7年11月7日付け大商水第181号大島支庁長通知（以下「平成7年大島支庁長通知」という。）において、公文書①が大島支庁あてに送付されたことが明記されていることから、公文書①が大島支庁が受領したことは確実である。

当時の大島支庁商工水産課における採石法に関する公文書の文書管理表上の文書分類及び保存期間がどのようなものであったか不明であるが、現在の文書管理表上の文書分類から公文書①の保存期間を推測すると、このような文書は、採石法上提出が義務づけられている性格のものではないことから、指令書、認可条件又は認可申請書等認可に当たって必要な書類ではなく、一般の関係通知文書として保存期間は1年であると判断される。

また、仮に当時、認可に当たって必要な書類の一部と判断されたとしても保存期間は5年であり、いずれにしても既に保存期間を経過しているため、廃棄されており、公文書①は存在しないことから不開示とした。

イ 公文書②について

公文書②は、公文書①に対して応答した文書であるが、公文書①は、採石法上提出が義務づけられている性格のものではなく、通知者により自主的に送付されたものと推測されるが、このような文書に対して、採石法上通知の相手方に対し、承認等を行うべき規定はなく、また、承認等の通知文書を作成する慣行もないことから、公文書②は存在せず、不開示とした。仮に、通知者に対して当該文書を受領した旨

を電話等の手段により連絡する等の事実を示す書面等その他このことに関連して作成した文書が存在したとしても、一般の関係通知文書と判断されることから、保存期間は1年であると判断され、既に保存期間を経過しているため、廃棄されており、存在しない。

ウ 公文書③について

平成7年3月24日付けで◇◇◇◇に対して行った岩石採取計画の認可については、「砂利・採石認可台帳」に平成8年2月に廃止届が提出された旨の記載があったことから、当取消し処分が行われた事実がないため、公文書③は存在せず、不開示とした。

(3) その他の主張

ア 「当事者に対する不開示決定は条例第10条の濫用に当たる」との主張について

本件処分は、対象公文書が現に存在しないことを不開示の理由としており、異議申立人の主張は当たらない。

イ 「本件処分と中小企業課処分の回答趣旨が不統一である」との主張について

公文書開示請求に対する措置は、開示請求に係るそれぞれの公文書について、それぞれが関連する法令・規則等及びそれぞれの公文書の内容に基づいて検討の上、決定されることとなっており、一連の請求ではあっても、結果として決定内容が異なることはあり得べきであり、異議申立人の主張は当たらない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年8月22日	諮問を受けた。
平成16年4月5日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
4月13日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
6月28日	諮問の審議を行った。
7月26日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
11月15日	諮問の審議を行った。
12月24日	諮問の審議を行った。
平成17年1月24日	諮問の審議を行った。
2月22日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の性格及び内容

採石法第33条は、採石業者が岩石の採取を行おうとするときは、岩石採取場ごとに採取計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないこととし、都道府県知事は、同条の認可を受けた採石業者が同法第33条の12各号の一に該当する場合は、当該認可を取り消すことができる旨規定している。実施機関においては、大島支庁管内における岩石採石計画の認可及びその取消しに係る事務を鹿児島県事務処理規則（平成5年鹿児島県規則第16号）第9条の規定により、鹿児島県大島支庁長に委任している。

本件対象公文書は、3(1)のとおりであり、いずれも対象公文書に記載されている特定の法人又は事業を営む個人の名を挙げて請求がなされている。

なお、本件対象公文書の性格及び内容は次のとおりである。

(7) 公文書①

公文書①は、平成7年3月24日付けで◇◇◇◇が受けた岩石採取計画の認可に当たり、同人が当該認可に係る岩石採取場で岩石の採取を行うことについて権限を有すること等の根拠となった契約に関し、当該契約の相手方から、大島支庁長に対して当該契約が解除された旨を通知した文書である。

(4) 公文書②

公文書②は、実施機関が公文書①を取得した際に、当該文書の発信者に対して応答した文書の写し等又は応答した旨の記録が記載された文書である。

(4) 公文書③

公文書③は、平成7年3月24日付けで◇◇◇◇に対して認可された岩石採取計画について、当該認可が取り消された旨を実施機関が〇〇〇〇〇〇組合に対して通知した文書の写し等である。

イ 不開示情報該当性

本件開示請求は、対象公文書に記載されている特定の法人又は事業を営む個人の名を挙げて請求がなされている。条例第10条は、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる旨規定していることから、当審査会においては、本件対象公文書の存否を答えることの是非を含めて不開示情報該当性を検討した。

(7) 公文書①及び公文書②

a 公文書①及び公文書②の存否を答えることの是非

公文書①及び公文書②の存否を答えることによって明らかとなる情報は、◇◇◇と〇〇〇〇〇〇組合との間において締結された賃貸借契約が解除された事実の有無である。

当該情報は、特定の法人等の間における任意かつ個別の取引に関する情報であり、当該法人等が事業活動を行う上で、これを誰に対して明らかにするかは、当該法人等自らが選択すべきもので、これを開示することは、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものと考えられるので、旧条例第8条第3号(事業活動情報)に該当するものと認められる。

実施機関は、公文書①について、平成7年大島支庁長通知において、公文書①が大島支庁あてに送付されたことが明記されていることを理由として公文書①の存否を明らかにし、それに伴って、公文書②の存否も明らかにしている。

平成7年大島支庁長通知は、大島支庁長から本件開示請求者である◇◇◇◇あてに発出された通知で、平成7年10月9日付けで大島支庁あてに土地所有者から同人と◇◇◇◇の間で締結された土地及び砕石機会等賃貸借契約の解除通知が送付された旨が記載されている。

開示請求制度は、開示請求者が誰であるかにより決定内容が異なることはないものであり、仮に対象公文書に記載されている情報が、開示請求者に関する情報である場合や、開示請求者が何らかの事情により当該情報を知っている場合であっても、当該情報が不開示情報に該当するものであれば、開示できないものである。

しかしながら、本件開示請求者は、公文書①が存在していたことを既に知っているにとどまらず、公文書①が現に存在したことを証する書面を添付した上で開示請求を行っていることから、このような態様の開示請求について、対象公文書の存否を答えない処分を行うことは適切ではなく、実施機関が公文書①の存否を明らかにしたことは妥当であったものと判断する。

b 対象公文書の不存在について

出先機関で作成・取得した公文書については、鹿児島県出先機関文書規程(昭和62年訓令第7号。以下「文書規程」という。)に基づき、各出先機関の長が文書管理表を作成し、各公文書の保存期間を定めて管理することとなっている。

大島支庁商工水産課においては、保存期間を「採石認可」については、5年(うち、3年間は常用文書(年度を超えて事務室に常備し、常に執務上使用する文書をいう。以下同じ。))として執務室内で保管する。)と定め、「採石総括」については、1年と定めており、この期間経過後に文書規程に則り廃棄することとしている。

の存否を明らかにした決定は、妥当ではなかったものと判断する。

b 対象公文書の不存在について

実施機関の説明によると、当該認可の取り消しに関する公文書及びその旨を〇〇〇〇〇〇組合に通知した旨の公文書は現に存在せず、常用文書である「砂利・採石認可台帳」に平成8年2月に廃止届が提出された旨の記載があったことから、当該不利益処分が行われた事実は無く、このため、公文書③は存在しないと判断したとのことであるが、実施機関の説明に矛盾はなく、公文書③は作成されていないものと認められる。

c 以上のとおり、公文書③については、その存否について応答を拒否することにより不開示とすべきものであるが、本件処分においては、◇◇◇◇に対して行われた岩石採取計画の認可が取り消された事実が存在しないという不開示情報を明らかにした上で公文書③の不存在を理由として不開示としている。このような場合においては、もはや原処分を取り消して改めて条例第10条の規定を適用する意味はなく、不開示とした決定は、結論において妥当であると判断する。

ウ その他の主張

(ア) 「当事者に対する不開示決定は条例第10条の濫用に当たる」との主張について
異議申立人は、自分は当事者であり、当事者たる自分の請求をことごとく非開示にすることは、条例第10条を濫用したものであると主張しているが、本件処分は、対象公文書が現に存在しないことから、異議申立人の主張は当たらないものと判断する。

(イ) 「本件処分と中小企業課処分の回答趣旨が不統一である」との主張について
異議申立人は、本件処分と中小企業課処分は、一連の出来事についての請求であるにもかかわらず、不開示決定の理由が統一されていない旨主張している。
しかしながら、本件対象公文書と中小企業課処分に係る対象公文書は、それぞれ異なる制度等に基づいて実施機関が作成又は取得したものであり、実施機関の言うとおりに、それぞれそが関連する法令・規則等や有する情報の性質が異なれば、たとえ1件の公文書開示請求書によってなされた開示請求であっても、当該開示請求に対する開示・不開示の決定が、当該決定に至った理由を含めて異なるのは致し方ないものと判断する。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。